

令和 8 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (Scope3排出量削減のための企業間連携による 省CO2設備投資促進事業)

事業説明資料

令和 8 年 6 月 10 日・16 日

環境省
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和8年度予算額 1,500百万円（2,000百万円）】
※3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担

バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3の削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増している。そこで、代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2設備の導入を支援する。

主な要件：

- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること
- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意※1を行っていること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと

補助対象：現在の設備に対して30%以上※2の省CO2効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと
ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと

補助率：中小企業1/2

大企業1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

補助上限額・事業期間：15億円（1事業者につき）、最大3カ年

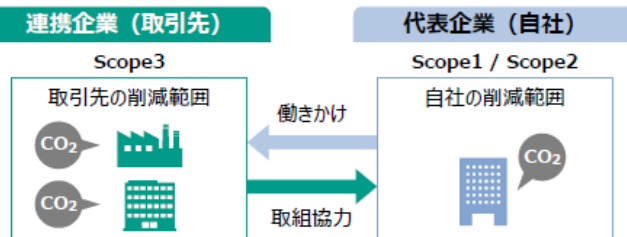
3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ

良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

▼ Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠



サプライチェーン全体でCO2排出量削減の取組を実施

代表企業における温室効果ガス排出量（Scope1・Scope2）を含め、連携企業の温室効果ガス排出量（Scope3）の削減として省CO2設備の導入等の取組を支援



※○内はScope3のカテゴリーを示す

お問合せ先：環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

目 次

1.本説明資料について	1
2.本事業の全体図	2
3.事業概要	3
4.全体スキーム(申請から補助金交付までの流れ)	11
5.事例(令和7年度)	12
6.今後のスケジュール	13
7.おわりに	14
8.本件の問合せ先	15
9.参考資料	16

1.本説明資料について

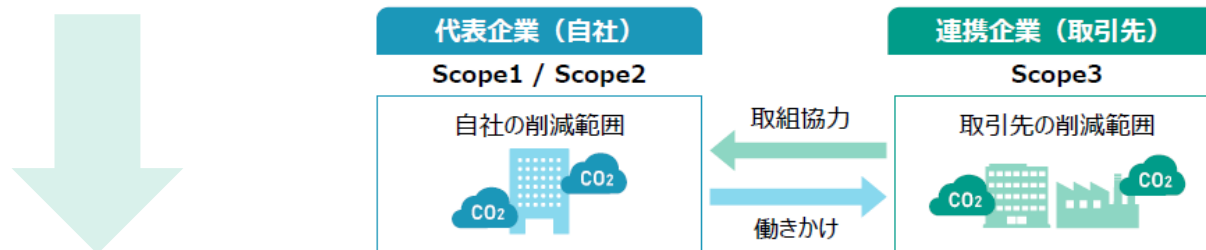
本資料は、令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業）のポイントをまとめた資料です。公募前の情報には、説明会実施時点で確定していない情報を含みますのでご了承ください。

本補助金の詳細な事業内容、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は公募要領に記載しておりますので、**応募申請される方は、公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。**

2.本事業の全体図

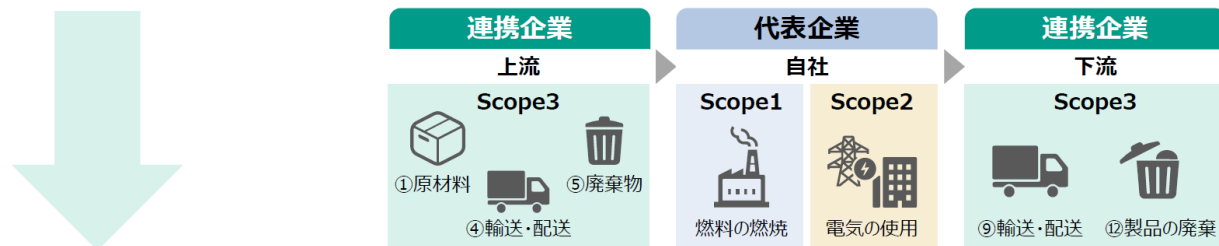
良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠



サプライチェーン全体でCO₂排出量削減の取組を実施

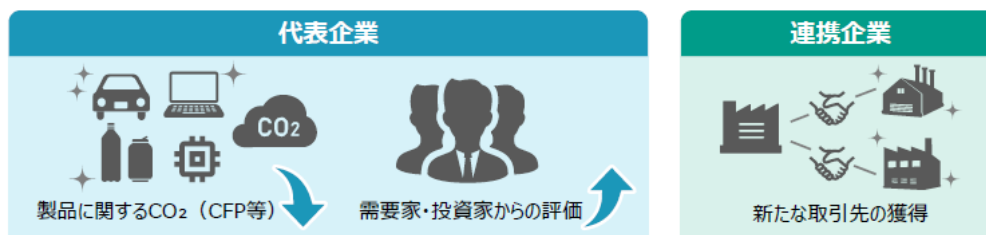
代表企業における温室効果ガス排出量（Scope1・Scope2）を含め、連携企業の温室効果ガス排出量（Scope3）を削減する省CO₂設備の導入等の取組を支援



※○内はScope3のカテゴリを示す

<参考資料-1>

事業効果：CO₂排出削減・産業競争力強化・GX市場創造の実現



3.事業概要

3-1.補助対象内容

詳細は公募要領をご確認ください

事業参画者の 主な要件

代表企業及び連携企業と本事業のCO₂削減の合意を締結予定であること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は
連携企業1者以上と合意を行うこと

代表企業は、「GX率先実行宣言」を行っていること

(補足) 設備更新は連携企業のみでも可能

対象設備

現在の設備に対して30%以上※2の省CO₂効果が見込める設備の導入

(産業・業務用設備機器や生産設備等のエネルギー使用設備機器、燃料・エネルギー供給設備等)

※2本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO₂効果を満たすこと。ただし、大企業は
30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO₂効果を満たすこと

補助上限

15億円 (1事業者につき)

補助率

中小企業 1/2

中小企業以外 1/3

※3「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO₂排出量を
3,000t-CO₂/年以上削減する場合の補助率は1/2

補助対象経費

設備費及び工事費 (詳しくは公募要領をご確認ください)

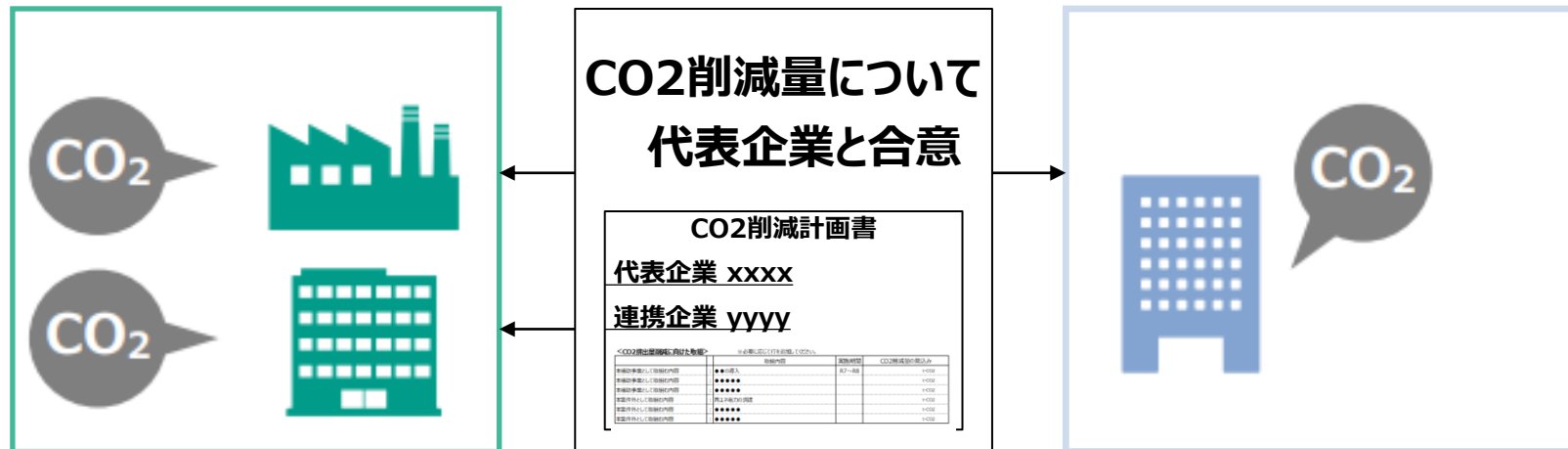
事業期間

最大 3 年

連携企業の設備・機器更新が代表企業のScope3の削減に寄与することが必要です

※代表企業の子会社及び関連会社等は、代表企業のScope1・2扱いとし、連携企業とはならない

自社のScope3にあたるCO2を排出
する企業と連携してバリューチェーンの
脱炭素化の取組を主導する企業



<事業参画者の主要要件>

4

3.事業概要

3-3.連携企業の考え方

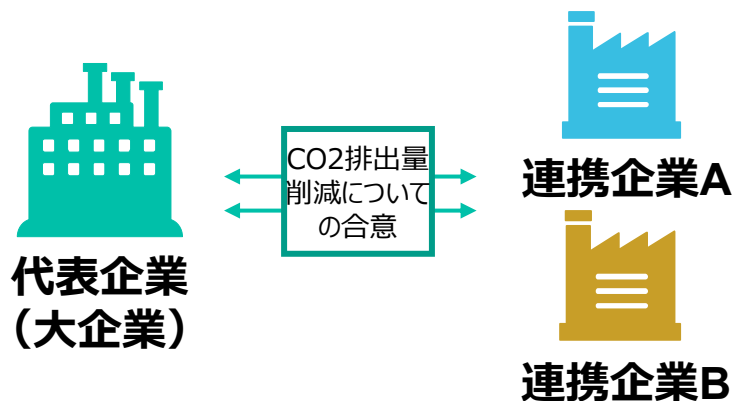
連携企業の要件は、大企業と中堅・中小企業で異なります

大企業が代表企業の場合は、代表企業1者＋連携企業2者以上

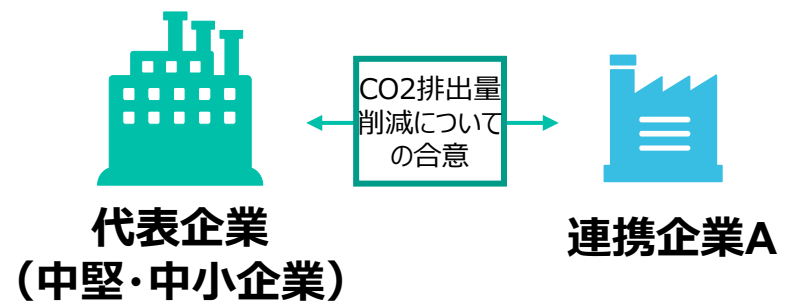
中堅・中小企業が代表企業の場合は、代表企業1者＋連携企業1者以上

※ 設備更新は連携企業のみでも可能

- 代表企業が大企業の場合
代表企業1者＋連携企業2者



- 代表企業が中堅・中小企業の場合
代表企業1者＋連携企業1者



3.事業概要

3-4.交付申請の単位

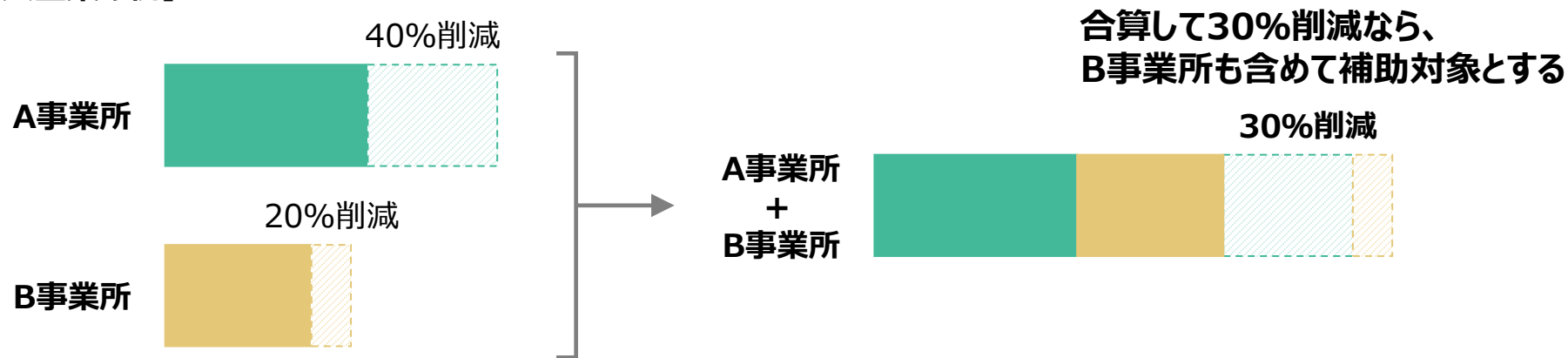
補助事業の交付申請は、補助金を受ける事業者が事業所(補助事業を行う工場・事業場)単位で行う必要があります。

工場、事業場の定義及び単位の考え方は、以下の通りです。

工場	継続的に一定の業務として物の製造または加工(修理を含む)の事業のために使用される事業所
事業場	上記以外の事業のために使用される事業所

同じ事業者が持つ複数の排出削減事業所のCO2削減量は合算して算出

【大企業の例】



※A事業所(単体で削減率の要件を満たす)を先に交付申請した後に、B事業所(単体で削減率の要件を満たさないが、A事業所との合算では削減率の要件を満たす。)を交付申請することは可能。(ただし、削減率の要件を満たさないB事業所を先に交付申請することは不可)

3.事業概要

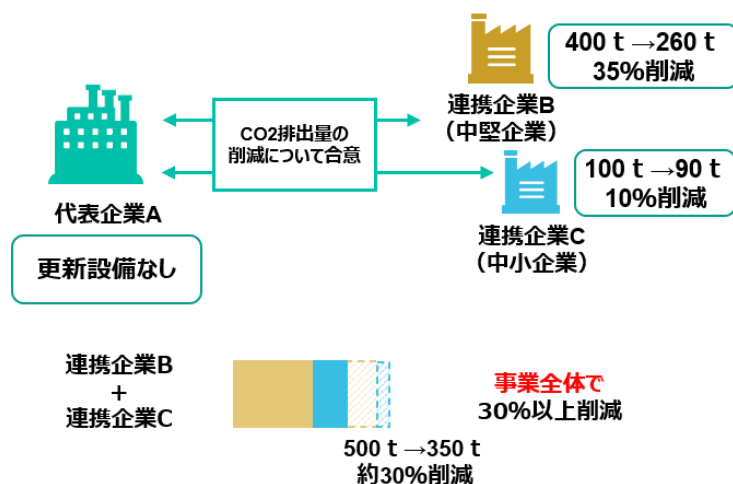
3-5.削減率の要件

現在の設備に対して事業全体で30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入が対象となります。

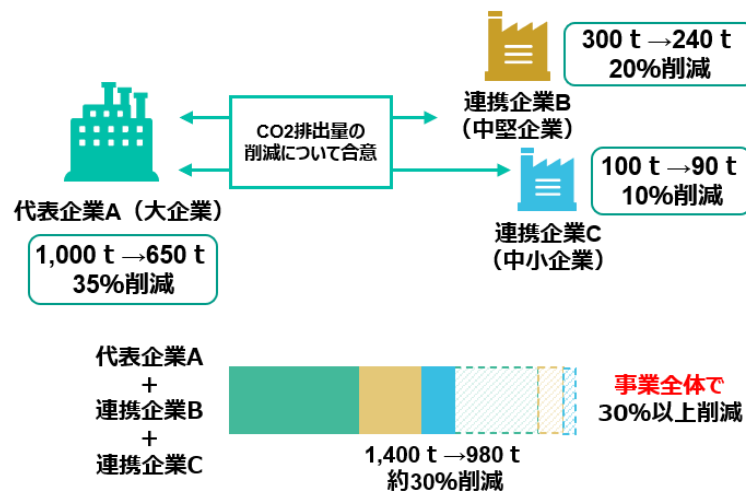
	令和8年度 事業者の削減率要件
算定範囲	代表企業+連携企業（事業全体）
削減率	30%削減 ただし、大企業：30%削減 中堅企業：20%削減 中小企業：10%削減を満たすこと

※連携企業のみでも設備更新を行うことも可能

■ 連携企業のみ補助事業を行う例



■ 代表企業と連携企業が補助事業を行う例



3.事業概要

3-6.補助事業期間

事業期間：原則として3年以内

単年度事業は交付決定日から令和9年1月31日まで

複数年度事業は交付決定日から最終年度の1月31日まで

3-7.複数年度事業

次のようなケースでも申請可能 ※事業が中止された場合、事業完了済の補助金について返還を求める場合があります

年度を跨いだ工事を1つの事業で申請可能



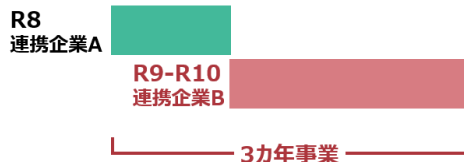
同一排出削減事業所内において、例として令和8年度～令和9年度のボイラー工事と令和9年度～令和10年度の空調工事を一体的な事業として、令和8年度に3カ年事業の交付申請を行うことは可能

事業を実施しない年度がある応募申請例



連携企業Aは令和8年度に単年度で事業実施および完了、連携企業Bは令和10年度に単年度で事業実施および完了でも補助対象

単年度事業と複数年度事業の応募申請例



連携企業Aは令和8年度に単年度で事業実施および完了、連携企業Bは令和9年度～令和10年度の2カ年で事業実施および完了の場合も補助対象

3.事業概要

3-8.補助対象設備 （詳細は公募要領をご確認ください）

①エネルギー使用設備機器

CO2排出削減に寄与する高効率化や電化・燃料低炭素化、あるいは、廃エネルギーを利用した、産業・業務用設備機器や生産設備が補助対象となります。

＜一定の条件下で補助対象となる設備＞ （詳細は公募要領をご確認ください）

②燃料・エネルギー供給設備機器

ア 低炭素燃料供給設備および受変電設備

イ 再生可能エネルギー発電設備／再生可能エネルギー熱供給設備

③受変電設備

＜中小企業限定＞ （詳細は公募要領をご確認ください）

④既存照明の取替により導入するLED照明設備 ※条件あり

※太陽光発電設備について

太陽光発電設備は本事業の補助の対象外ですが、本事業で導入する設備機器のCO2削減量として算入できる場合があります。

- ・上記①の「エネルギー使用設備機器」の「削減量に相当する発電量」または「使用する発電量」のどちらか多い方が上限
- ・太陽光発電設備が国の他の補助金を受けている場合は削減率に算入できません
- ・補助対象設備の排出量・削減量と合算して30%以上の削減が必要(補助対象設備単体の削減率は中小企業 10%以上、中堅・大企業は20%以上が必要)

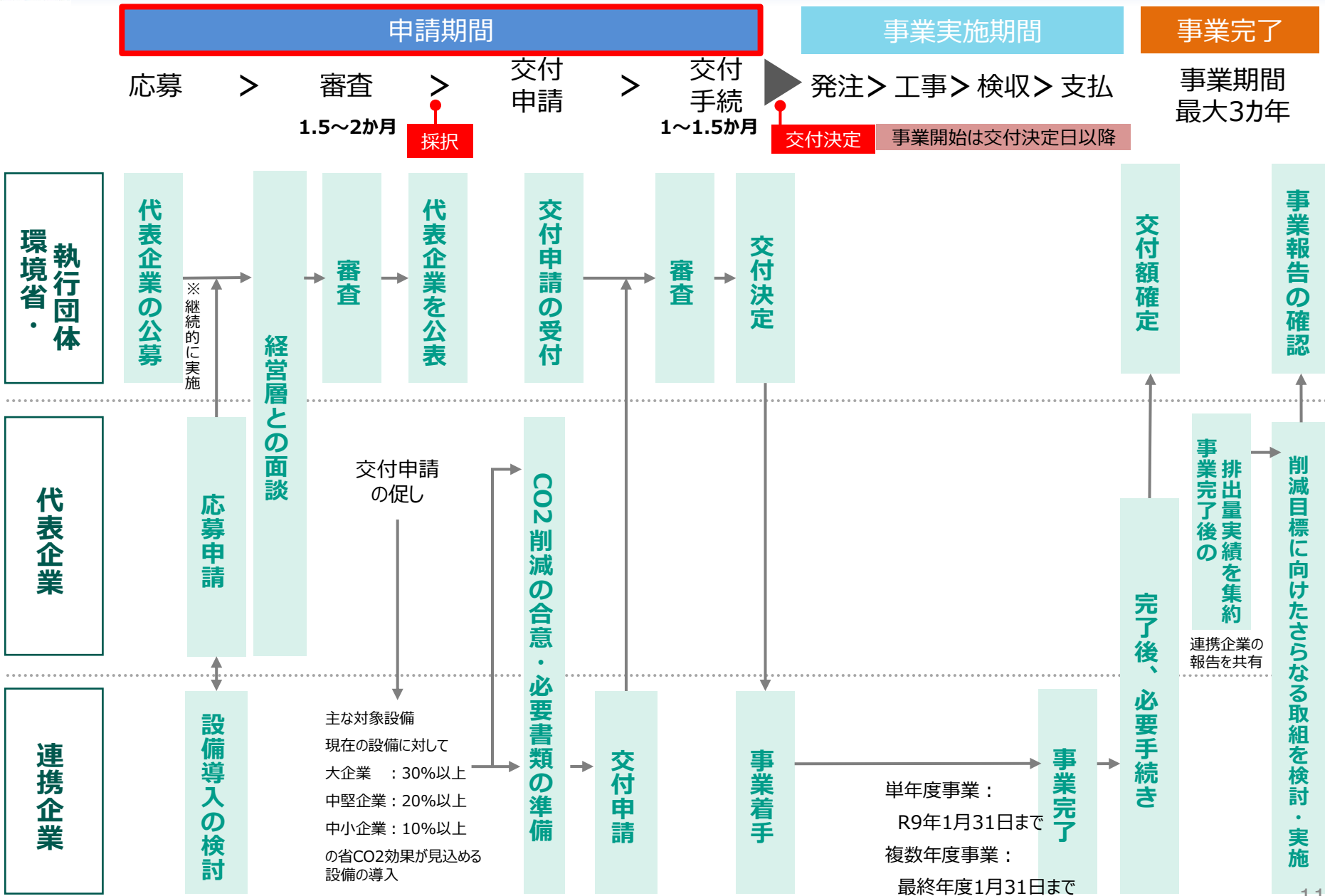
3.事業概要

3-9.補助対象経費 (詳細は公募要領をご確認ください)

- ①**本工事費**（材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費）
- ②**付帯工事費**
- ③**機械器具費**
- ④**測量及試験費**
- ⑤**設備費**
- ⑥**業務費**
- ⑦**事務費**

※補助事業の実施期間中に行われ、補助事業に使用されたことを証明できるものであり、かつ同期間内に補助事業者の支払が完了する、省CO2効果が見込める設備を導入する事業に要する経費であることが必要です。

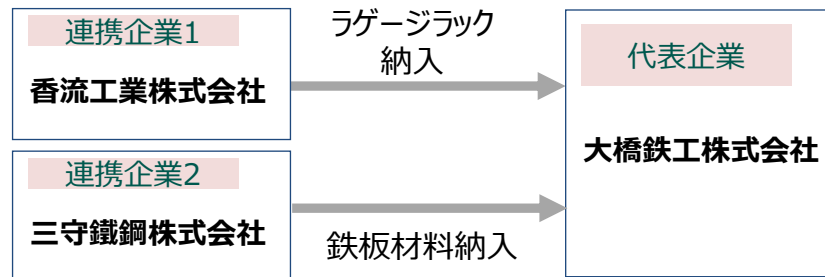
4.全体スキーム(申請から補助金交付までの流れ)



5.事例（令和7年度）

- 自動車部品製造業の大橋鉄工株式会社を代表企業として、取引先企業2者を連携企業としたバリューチェーンで事業を実施。自社のCO2削減効果を含めた63.49t-CO2/年の削減となる。
- 自社の取引先会合において部品サプライヤーにヒアリングを実施。具体的な設備導入を計画している5社に対して詳細確認を行い本補助事業の要件を満たす2社と本事業を実施。
- 大橋鉄工では、Scope1、2(自社の排出)に加えて、Scope3の排出量を算定し、2050年カーボンニュートラルを目指して取り組んでいる。Scope3のCO2削減取組としては、サプライヤーに対してCO2削減に向けた設備導入計画の有無を調査し、高効率設備の導入推奨を行っている。

■ バリューチェーン概略



■ 事業詳細

参加の 位置付け	Scope3 カテゴリ	補助事業実施企業名 (ESCO/リース会社/金融機関は対象外)	事業実施内容	事業実施 時期	対策前CO2排出量(年間) (t-CO2/年)	年間CO2 削減量 (t-CO2/年)	削減率
代表企業	—	大橋鉄工株式会社	空調設備の更新、照明設備の更新	R7・R8	116.80	55.70	47.68%
連携企業	1	香流工業株式会社	空調設備の更新	R7・R8	4.35	1.70	39.08%
連携企業	1	三守鐵鋼株式会社	コンプレッサの更新	R7	17.20	6.09	35.40%
合計					138.35	63.49	45.89%

6.今後のスケジュール

現在、公募開始に向けて準備作業を行っております。応募をご検討中の皆様は、お早目のご準備をお願いいたします。

本ご案内は公募開始に先行するものであり、公募の詳細は協会ホームページ（※）で追ってお知らせします。

※ 協会ホームページ <http://rcespa.jp/>

公募開始時期 ※準備の状況で時期が変動することがあります

第一期：令和8年6月下旬から7月中旬に公募開始予定

第二期：令和8年8月上旬に公募開始予定

第三期：令和8年9月下旬に公募開始予定

※本公募では、Jグランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）により、公募を受け付けます（Jグランツの利用が不可の場合、例外的に電子メールでの提出も可）。

※Jグランツでの申請にあたっては、補助金の代表申請者が事前に「GビズID」アカウントを取得する必要があります。アカウントの取得には2週間程度必要なため、「GビズID」アカウントを未取得の場合は公募締め切り前に余裕をもって手続きを行ってください。

※期限を過ぎてJグランツより着信した申請については、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

※上記に限らず採択状況により、公募を実施しない場合があります。

7.おわりに

- 補助事業は、法律及び交付規程等の定めに従い適正に行っていただく必要があります。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、本補助金の交付要綱・実施要領の規定によるほか、**交付規程**の定めるところに従い実施していただきます。

これらの規定を遵守していない場合、交付決定を取消しする場合があります。
また、補助事業完了後、その効果が発現していない場合、補助金返還を求める場合があります。

8.本件の問合せ先

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

事業部 Scope3事業担当

問い合わせメールアドレス： 08scope3@rcespa.jp

公募掲載予定ホームページ： <https://rcespa.jp/>

新着情報、サイドバーの「Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業」に掲載予定

9.参考資料 <対象となるバリューチェーン>

支援対象となるScope3カテゴリー

支援対象とするScope3のカテゴリーは、代表企業からみて「購入した製品・サービス」、「輸送、配送（上流）」、「事業活動から出る廃棄物」「輸送、配送（下流）」「販売した製品の使用」及び「販売した製品の廃棄」のScope3カテゴリーに位置する事業者を連携企業とします。

1	購入した製品・サービス	応募可能
2	資本財	×
3	Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	×
4	輸送、配送（上流）	応募可能
5	事業活動から出る廃棄物	応募可能
6	出張	×
7	雇用者の通勤	×
8	リース資産（上流）	×
9	輸送、配送（下流）	応募可能
10	販売した製品の加工	×
11	販売した製品の使用	×
12	販売した製品の廃棄	応募可能
13	リース資産（下流）	×
14	フランチャイズ	×
15	投資	×

9. 参考資料 <事業参画の要件>

企業の状況	代表企業となるための要件	補助事業を実施する要件	
		代表企業として実施	連携企業として実施
基本要件	・ GX率先実行宣言を行っていること ・ 2者以上の連携企業※1とCO2排出削減の合意を締結する予定であること	・ 2者以上の連携企業※1が当該年度の交付決定を受けていること ・ 直近2期で連続の債務超過がないこと	・ 代表企業とCO2排出削減の合意を締結していること ・ 直近2期で連続の債務超過がないこと
A：2025年度以前分の排出実績に関する実施内容			
A-① GXリーグに参画している場合	追加要件は無し		追加要件は無し
A-② GXリーグに参画していない場合でCO2排出量が20万t以上	※2 要件の（i）～（iii）を満たすこと		※2 要件の（i）～（iii）を満たすこと
A-③ GXリーグに参画していない場合でCO2排出量が20万t未満または中小企業の場合	※2 要件の（iii）を満たすこと		※2 要件の（iv）を満たすこと
B：2026年度以降分の排出実績に関する実施内容			
B-① GXフューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告する場合	追加要件は無し		追加要件は無し
共通要件	・ 企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること ・ 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ、職場環境の整理）を進めること		

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上

※2 A: GXリーグに参加していない場合の要件

- 国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2030年度について設定し、補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。
第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。
- (i) の目標達成ができない場合、にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを達する、又は、未達理由を報告・公表すること。
- 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。
- 温室効果ガスの排出削減のための取組を実施し提出する。
(例：自社の二酸化炭素排出削減目標の策定、自社の省エネ/再エネ目標の策定)

B: GXフューチャー・リーグに参加していない場合の要件

Aと同様の実施内容に対応している場合、これらの取組を実施するものとみなす。